



山形県公報

平成21年3月31日(火)

号 外(11)

目 次

条 例

山形県県税条例等の一部を改正する条例..... (税 政 課) ... 4

この号で公布された条例のあらまし

山形県県税条例等の一部を改正する条例 (県条例第46号) (税政課)

1 山形県県税条例の一部改正

(1) 県民税

- イ 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用停止措置の期限を平成25年12月31日まで延長することとした。(附則第9条第4項関係)
- ロ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を平成26年度まで延長することとした。(附則第10条の2第1項及び第2項関係)

(2) 不動産取得税

- イ 産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築事業者等が認定事業再構築計画等に従った譲渡により取得する不動産に係る税額の減額措置について、対象に一定の要件を満たす資産の譲渡により取得する不動産を追加した上、その適用期限を平成23年3月31日まで延長することとした。(附則第14条の3第5項関係)
- ロ 次のとおり軽減措置の適用期限を延長することとした。
 - (イ) 住宅及び土地の取得に係る税率を3パーセントに軽減する特例措置の適用期限を平成24年3月31日まで延長することとした。(附則第14条第1項関係)
 - (ロ) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成23年3月31日まで延長することとした。(附則第14条の3第1項関係)
 - (ハ) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき入会権者等が取得する一定の土地に係る税額の減額措置の適用期限を平成23年3月31日まで延長することとした。(附則第14条の3第3項関係)
 - (ニ) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を平成24年3月31日まで延長することとした。(附則第14条の4第1項、第3項及び第4項関係)

八 事業協同組合等が独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する資金の貸付けを受けて取得した一定の不動産をその組合員等に譲渡した場合における納税義務の免除措置について、対象から商店街振興組合が取得した不動産を譲渡した場合を除外することとした。(第80条の5第1項関係)

(3) 自動車取得税

- イ 自動車取得税を目的税から普通税とすることとした。(第2章第7節関係)
- ロ 車両総重量が12トンを超えるディーゼル自動車のうち、平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)以上のもの等で初めて新規登録等を受けるものの取得に対して課する税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、この特例措置の適用がないものとした場合の税率に4分の1を乗じて得た率とする特例措置を講ずることとした。(附則第15条の2の2第2項関係)
- ハ 車両総重量が3.5トンを超えるディーゼル自動車のうち、平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が当該基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないものであって、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもの等で初めて新規登録等を受けるものの取得に対して課する税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、この特例措置の適用がないものとした場合の税率に2分の1を乗じて得た率とする特例措置を講ずることとした。(附則第15条の2の2第3項関係)
- ニ 電気自動車等に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とした上、その適用期間を3年延長することとした。(附則第15条の2の2第4項、第5項及び第7項関係)
- ホ プラグインハイブリッド自動車ですべて新規登録等を受けるもの以外の自動車の取得について、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、税率から100分の2.4を軽減する特例措置を講ずることとした。(附則第15条の2の2第6項関係)
- ヘ ハイブリッド自動車(バス又はトラックを除く。)に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車で、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上のものに限定するとともに、税率から軽減する率を100分の1.6とした上、その適用期限を3年延長することとした。(附則第15条の2の2第7項関係)
- ト 車両総重量が3.5トンを超えるディーゼル自動車等に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすることとした。(附則第15条の2の2第8項関係)
- チ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもの等に係る課税標準の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすることとした。(附則第15条の2の2第10項及び第11項関係)

(4) 軽油引取税

- イ 軽油引取税を目的税から普通税とすることとした。(第2章第7節の2関係)
- ロ 石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の一定の石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取りについて、軽油引取税の課税免除措置を講ずることとした。(第128条関係)
- ハ 平成24年3月31日までに行われる船舶の使用者による当該船舶の動力源に供する軽油の引取り等について、軽油引取税の課税免除措置を講ずることとした。(附則第15条の2の3第1項関係)

2 山形県県税条例の一部を改正する条例の一部改正

- (1) 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に個人に対して支払う上場株式等の配当

- 等に係る配当割の3パーセント軽減税率の特例を1年延長することとした。（附則第3項関係）
- (2) 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割等の3パーセント軽減税率の特例を1年延長することとした。（附則第4項関係）
- (3) 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る所得割の税率を1.2パーセント軽減税率とすることとした。（改正後の附則第9項及び第16項関係）
- 3 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第46号

山形県県税条例等の一部を改正する条例

(山形県県税条例の一部改正)

第1条 山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)の一部を次のように改正する。

目次中「第7節 削除」を「第7節 自動車取得税(第111条 - 第123条)に、
第7節の2 軽油引取税(第124条 - 第131条の19)」に、

「第1節 自動車取得税(第169条 - 第169条の13)を「第1節及び第2節 削除」に改める。
第2節 軽油引取税(第170条 - 第190条)」

第3条中「税目」を「普通税」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 県民税
- (2) 事業税
- (3) 地方消費税
- (4) 不動産取得税
- (5) 県たばこ税
- (6) ゴルフ場利用税
- (7) 自動車取得税
- (8) 軽油引取税
- (9) 自動車税
- (10) 鉾区税
- (11) 固定資産税

第3条に次の1項を加える。

2 県税として課する目的税は、狩猟税とする。

第6条第1項中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に、「本章」を「この章」に改める。

第9条第2項中第7号から第9号までを削り、第10号を第7号とし、同項第11号中「第170条第3項」を「第124条第3項」に、「第171条第1項第1号又は第2号」を「第125条第1項第1号又は第2号」に改め、同号を同項第8号とし、同号の次に次の3号を加える。

(9) 自動車税 自動車の主たる定置場所在地

(10) 鉾区税 鉾区の所在地

(11) 固定資産税 大規模の償却資産(新設大規模償却資産を含む。以下同じ。)の所在地

第11条中「納付」を「納付し、」に、「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改める。

第29条の2第5項の表中「額」を「額が」に改める。

第48条の2第1項第1号中「一般社団法人又は一般財団法人」を「法人税法第2条第6号の公益法人等」に改める。

第48条の11中「第53条第32項」を「第53条第31項」に、「同条第41項」を「同条第45項」に、「同条第42項」を「同条第46項」に改める。

第80条の5第1項中「、協同組合連合会又は商店街振興組合(以下本条)」を「又は協同組合連

合会（以下この条」に改める。

第2章第7節を次のように改める。

第7節 自動車取得税

（自動車取得税の納税義務者等）

第111条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課する。

- 2 前項の「自動車」とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車（施行令第42条に規定する自動車の付加物を含む。）をいい、同法第3条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）を除くものとし、前項の「自動車の取得」には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他施行令第42条の2に規定する自動車の取得を含まないものとする。

（自動車取得税のみならず課税）

第112条 前条第1項の自動車（以下この節において「自動車」という。）の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得（以下この節において「自動車の取得」という。）と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

- 3 自動車製造業者、自動車販売業者又は施行令第42条の2に規定する自動車の取得をした者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合（当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。）においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、同法第7条の規定による登録を受けたとき（当該登録前に第1項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。）、同法第60条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）又は同法第97条の3の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

- 4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

（自動車取得税の課税標準）

第113条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

- 2 次に掲げる自動車の取得については、施行規則第8条の14に規定するところにより算定した金額（以下この項において「通常の取引価額」という。）を前項の取得価額とみなす。

(1) 無償でされた自動車の取得

(2) 自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で施行令第42条の5第1項において読み替えて準用する施行令第5条第1項に規定するものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で当該自動車に係る通常の取引価額と異なる取得価額によるもの

(3) 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第553条の負担付贈与（被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第1002条第1項の負担付遺贈を含む。）に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

(4) 前条第3項又は第4項の規定により自動車の取得があつたものとみなされる場合における

当該自動車の取得

（自動車取得税の税率）

第114条 自動車取得税の税率は、100分の3とする。

（自動車取得税の免税点）

第115条 自動車の取得価額が15万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

（自動車取得税の徴収の方法）

第116条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

（自動車取得税の申告納付）

第117条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第122条第1項の申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

- (1) 道路運送車両法第7条の規定による登録、同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）又は同法第97条の3の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時
 - (2) 道路運送車両法第13条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時）
 - (3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の4第1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）
 - (4) 前3号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から15日を経過する日
- 2 自動車取得税の納税義務者は、申告書又は修正申告書に県税証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）により納税証紙印の押印を受けて当該自動車取得税額（当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。）を納付しなければならない。
- 3 前項の規定により自動車取得税額を徴収する場合における納税証紙印の押印等については、第139条の2から第139条の4までの規定を準用する。

（自動車取得税の報告）

第118条 自動車の取得をした者は、その取得価額が15万円以下である場合又は当該自動車の取得が法第115条第2項各号に掲げる自動車の取得である場合においては、前条第1項各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第122条第2項の報告書を知事に提出しなければならない。

（自動車取得税の不足税額等の納付手続）

第119条 自動車取得税の納税義務者は、法第129条第4項、第132条第5項又は第133条第4項の規定による通知を受けた場合においては、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ当該通知書の指定する期限までに、納付書によつて納付しなければならない。

（譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等）

第120条 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 知事は、自動車の取得者から自動車取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限つて、当該自動車の取得に係る自動車取得税に係る徴収金の徴収を猶予する。

- 3 前項の申告をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、第117条第1項の規定により当該自動車の取得の事実を申告する際に併せて知事に提出しなければならない。
- (1) 取得者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 自動車の取得がされた年月日
 - (3) 自動車の種類、用途、車名及び型式
 - (4) 譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (5) 担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産をその設定者に移転する予定年月日
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 4 第2項の規定による徴収の猶予がされた場合には、その徴収の猶予がされた税額に係る延滞金額中当該徴収の猶予がされた期間に対応する部分の金額を免除する。
- 5 知事は、第2項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る自動車取得税について第1項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた自動車取得税に係る徴収金を納付しなければならない。
- 6 自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について第1項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。
- 7 前項の規定による還付を申請する者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 自動車の取得がされた年月日
 - (3) 自動車の種類、用途、車名及び型式
 - (4) 譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (5) 担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産をその設定者に移転した年月日
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 8 知事は、第6項の規定により自動車取得税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。
- （自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除）
- 第121条 自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が良好でないこと又は当該自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることにより、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により、当該自動車の取得に対する自動車取得税額が既に納付されているときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除する。
- 2 前項の規定による還付又は納付の義務の免除を申請する者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 自動車の取得がされた年月日
 - (3) 自動車の種類、用途、車名及び型式
 - (4) 自動車販売業者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (5) 自動車を返還した年月日
 - (6) 自動車を返還した原因
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 3 前条第8項の規定は、第1項の規定により自動車取得税額を還付する場合について準用す

る。

（自動車取得税の減免）

第122条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得のうち、特に必要があると認められるものについては、その取得者に対して課する自動車取得税を減免することができる。

- (1) 災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わるものと知事が認める自動車を、当該災害を受けた日から1年以内に取得した場合における当該自動車の取得
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条の規定による公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車に係る自動車の取得
- (3) 日本赤十字社の血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得
- (4) 身体に障がい（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害又は恩給法（大正12年法律第48号）にいう重度障害若しくは障害を有し歩行が困難な者をいう。）のうち規則で定める者（以下「身体障がい者」という。）又は身体障がい者及び精神に障がい（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神疾患を有し歩行が困難な者をいう。）のうち規則で定める者（以下「身体障がい者等」という。）のために当該身体障がい者等と生計を一にする者が運転する自動車に係る当該身体障がい者又は当該身体障がい者等の自動車の取得（身体障がい者等のうち年齢18歳以上の身体障がい者を除くものと生計を一にする者の自動車の取得を含む。）
- (5) 身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者等のために当該身体障がい者等を常時介護する者が運転する自動車に係る当該世帯の身体障がい者等の自動車の取得
- (6) 前2号に掲げるもののほか、構造上身体障がい者等の利用に供するためのものと認められる自動車の取得
- (7) 第4号及び前号に掲げるもののほか、専ら身体障がい者が運転するための構造変更がなされた営業用自動車の取得

2 前項の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて、第117条第1項の規定により当該自動車の取得の事実を申告する際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 取得者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 自動車の取得がされた年月日
- (3) 自動車の種類、用途、車名及び型式
- (4) 自動車の定置場
- (5) 自動車取得税の課税標準額及び税額
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 知事は、虚偽の申請その他不正の行為により、自動車取得税の減免を受けた納税義務者がある場合において、これを発見したときは、直ちに、その者に係る減免を取り消すものとする。

（自動車取得税の市町村に対する交付）

第123条 県に納付された自動車取得税額に相当する額に100分の95を乗じて得た額の10分の7に相当する額を、施行令第42条の9に規定するところにより、県内の市町村に対し、当該市町村が管理する市町村道（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他施行規則第8条の20に規定するものを除く。）の延長及び面積にあん分して交付する。

第2章第7節の次に次の1節を加える。

第7節の2 軽油引取税

（軽油引取税の納税義務者等）

第124条 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、その引取りを行う者に課する。

- 2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行つたものとみなして、同項の規定を適用する。
- 3 軽油引取税は、前2項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、1気圧において温度15度で液状であるものを含む。以下この節において同じ。）で軽油又は揮発油（揮発油税法（昭和32年法律第55号）第2条第1項に規定する揮発油（同法第6条において揮発油とみなされるものを含む。）をいう。以下この節において同じ。）以外のもの（同法第16条又は第16条の2に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下この節において「燃料炭化水素油」という。）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第131条の15第1項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。
- 4 軽油引取税は、前3項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者（以下この節において「石油製品販売業者」という。）が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第131条の15第1項第1号若しくは第2号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。
- 5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、自動車の保有者（自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下この節において同じ。）が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、第131条の15第1項第4号の規定により消費の承認を受け、又は同条第5項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。
- 6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合（特別徴収義務者が引渡しを行つた軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）においては、その所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第131条の18の表第4号において同じ。）の数量（当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量）で施行令第43条の2に規定するところによつて算定したものを課税標準として、その者に課する。

（軽油引取税のみならず課税）

第125条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第1項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。

- (1) 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
 - (2) 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
 - (3) 第128条に規定する軽油の引取りを行つた者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡
 - (4) 第128条に規定する軽油の引取りを行つた者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
 - (5) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡
 - (6) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入
- 2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油(自動車の内燃機関の用に供することができる認められる炭化水素油で施行令第43条の3に規定する規格を有する炭化水素油を除く。)を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第1号又は第2号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。
- 3 第1項第3号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめ、その譲渡をしようとする軽油の数量その他必要な事項を記載した施行令第43条の4第1項の届出書を知事に提出して同項の承認書の交付を受けなければならない。
- (軽油引取税の補完的納税義務)
- 第126条 第131条の15第1項第1号又は第2号の規定に違反して知事の承認を受けずに製造された軽油について、第124条第4項又は前条第1項第5号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者(以下この条において「納税義務者」という。)が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行つた者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で施行令第43条の5に規定するものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。
- 2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者が石油製品販売業者として県内に有する事業所若しくは前条第1項第5号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所(以下この項において「事業所等」という。)が明らかでないときは、この節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。
- (軽油引取税の課税免除)
- 第127条 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第131条の4第3項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。
- (1) 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの
 - (2) 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り
- 第128条 石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の施行令第43条の6の表の上欄に掲げる石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他のそれぞれ同表の下欄に掲げる用途に供する軽油の引取りに対しては、第131条の7第4項の規定による免税証の交付があつた場合又は第131条の14第1項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。
- (特約業者の指定等)
- 第129条 知事は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者(施行令第43条の9各号のいずれかに該当する者を除く。)で、県内に主たる事務所又は事業所を有するものを、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定するものとする。
- 2 前項の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して1年とする。ただし、仮特約業者が次条第1項の規定による特約業者の指定を受けたときは、当該仮特約業者の指定は、その効力を失う。
- 3 知事は、仮特約業者が施行令第43条の9各号のいずれかに該当することとなつた場合又は施

行令第43条の10各号のいずれかに該当する場合には、仮特約業者の指定を取り消すことができる。

- 4 前3項に定めるもののほか、仮特約業者の指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、規則で定める。

第130条 知事は、県内に主たる事務所又は事業所を有する仮特約業者のうち、施行令第43条の11各号のいずれにも該当するものを、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定するものとする。

- 2 知事は、県内に主たる事務所又は事業所を有する特約業者が施行令第43条の11各号のいずれかに該当しないこととなつた場合又は施行令第43条の12各号のいずれかに該当する場合には、特約業者の指定を取り消すことができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、特約業者の指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、規則で定める。

（軽油引取税の税率）

第131条 軽油引取税の税率は、1キロリットルにつき、1万5千円とする。

（軽油引取税の徴収の方法）

第131条の2 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第124条第3項から第6項まで又は第125条の規定によつて軽油引取税を課する場合その他特別の必要がある場合における徴収は、申告納付の方法による。

- 2 法第144条の22第4項又は第144条の25第5項の規定によつて軽油引取税を課する場合における徴収については、普通徴収の方法による。

（軽油引取税の特別徴収義務者）

第131条の3 軽油引取税の特別徴収義務者は、元売業者又は特約業者とする。

- 2 知事は、特に必要と認める場合には、前項の規定にかかわらず、軽油引取税の徴収の便宜を有すると認める者を、特別徴収義務者として指定することができる。

- 3 前2項の特別徴収義務者は、第124条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りに対して課する軽油引取税を徴収しなければならない。

- 4 第1項の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

（軽油引取税の申告納入）

第131条の4 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量（以下この節において「課税標準量」という。）及び税額並びに第127条又は第128条の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した法第144条の14第2項の納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。

- 2 前項の課税標準量は、特約業者からの引取りに係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量から当該軽油の数量に100分の1を乗じて得た数量を控除して得た数量とし、元売業者からの引取りに係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量から当該軽油の数量に100分の0.3を乗じて得た数量を控除して得た数量とする。

- 3 第1項の場合において、第127条又は第128条の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、規則で定めるところにより、次条第4項に規定する登録特別徴収義務者は、当該登録に係る知事が交付した免税証その他当該数量を証するに足りる書面を添付して、知事の承認を受けなければならない。

- 4 次条第4項に規定する登録特別徴収義務者は、第1項の期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等）

第131条の5 第131条の3第1項に規定する軽油引取税の特別徴収義務者は、事務所又は事業所

- の事業を開始しようとする場合には当該事業の開始の日の5日前までに、事務所又は事業所の事業を開始した後において特別徴収義務者となつた場合には特別徴収義務者となつた日の5日後までに、第124条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りに係る軽油の納入を行うこととなつた場合にはその納入の日の属する月の翌月の末日までに、第131条の3第2項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者として指定されたものは、その指定された日から5日以内に、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に軽油引取税の特別徴収義務者として登録がなされている場合においては、この限りでない。
- 2 前項の登録の申請をする場合において提出する申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。
- (1) 事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合 次に掲げる事項
- イ 特別徴収義務者の住所及び氏名(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)
 - ロ 事務所又は事業所の所在地及び名称並びに事務所又は事業所の代表者の氏名
 - ハ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要
 - ニ 事務所又は事業所の事業の開始年月日
 - ホ イからニまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- (2) 事務所又は事業所の事業を開始した後において特別徴収義務者となつた場合 次に掲げる事項
- イ 特別徴収義務者の住所及び氏名(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)
 - ロ 事務所又は事業所の所在地及び名称並びに事務所又は事業所の代表者の氏名
 - ハ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要
 - ニ 元売業者又は特約業者として指定された年月日
 - ホ イからニまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- (3) 第124条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りに係る軽油の納入を行うこととなつた場合及び第131条の3第2項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者として指定された場合 次に掲げる事項
- イ 特別徴収義務者の住所及び氏名(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)
 - ロ 軽油の納入地
 - ハ 当該納入を受ける者の住所及び氏名(法人にあつては、その所在地及び名称)
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 3 知事は、第1項の登録の申請を受理した場合には、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知するものとする。
- 4 登録特別徴収義務者(前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この節において同じ。)は、第2項の規定により記載した事項に変更を生じた場合においては、その変更に係る事項について変更を生じた日から5日以内にその登録の変更の申請をしなければならない。
- 5 知事は、登録特別徴収義務者から登録の消除の申請があつたとき又は登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなつたときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。
- 6 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなつたときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除することができる。
- (1) 当該登録特別徴収義務者の事務所又は事業所が県内に所在しなくなつたこと。
 - (2) 県内において1年以上当該登録特別徴収義務者からの軽油の納入が行われなかったこと。
- 7 知事は、登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、その旨を当該消除に係る者に対し通知するものとする。
- 8 第1項の規定により登録を申請した者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対して

は、当該事務所又は事業所ごとに軽油引取税の特別徴収義務者であることを証する証票を交付する。

- 9 前項の証票の交付を受けた者が当該証票をき損し、又は亡失したときは、直ちに証票の再交付を知事に申請しなければならない。この場合において、申請の事由がき損によるものであるときは、その証票を知事に返納しなければならない。

（軽油引取税に係る免税の手続）

第131条の6 第128条に規定する用途に供するため、同条の規定によつてその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油（以下この節において「免税軽油」という。）の引取りを行おうとする同条に規定する者（以下この節において「免税軽油使用者」という。）は、あらかじめ、法第144条の21第2項の申請書を知事に提出して同項の免税軽油使用者証（以下この節において「免税軽油使用者証」という。）の交付を受けておかなければならない。この場合において、法第144条の21第1項ただし書の規定により免税証の交付を受けようとする者（施行令第43条の15第13項ただし書の規定の適用を受ける者を除く。）は、施行令第43条の15第13項の届出書の写しを知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、免税軽油使用者のうち知事の承認を受けた者にあつては、2人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けることができる。

- 3 免税軽油使用者証の有効期間は、3年とする。

- 4 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。免税軽油の引取りを必要としなくなった場合には、遅滞なく、その旨を知事に届け出るとともに、当該免税軽油使用者証を知事に返納しなければならない。

- 5 免税軽油使用者が免税軽油使用者証をき損し、又は亡失したときは、直ちに免税軽油使用者証の再交付を知事に申請しなければならない。この場合において、申請の事由がき損によるものであるときは、当該免税軽油使用者証を知事に返納しなければならない。

第131条の7 免税軽油使用者が免税証の交付を受けようとする場合においては、その都度、前条の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して法第144条の21第1項の申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書に記載する免税軽油の数量は、18リットルを下らないようにするものとする。

- 3 第1項の規定による申請は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は前条第2項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第1項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した施行令第43条の15第9項の明細書を添付しなければならない。

- 4 知事は、第1項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当なものであると認めるときは、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の数量の引取りを行うため必要とする免税証を交付する。

- 5 免税軽油使用者は、前項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。

- 6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名押印しなければならない。

- 7 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から起算して1年以内において知事が免税証に記入した期間とする。

- 8 前条第4項後段の規定は、免税証について準用する。

（免税軽油の引取り等に係る報告義務）

第131条の8 免税軽油使用者証の交付を受けた者(第131条の6第2項の規定により2人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者。以下この条において同じ。)は、毎月末日までに(次項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに)、施行規則第8条の39第1項各号に掲げる事項を記載した報告書を、知事に提出しなければならない。ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油(免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行つた免税軽油をいう。次項において同じ。)を保有していない場合は、この限りでない。

2 知事は、引取りを行う当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の数量が少量であることその他の特別の事情があると認められる免税軽油使用者証の交付を受けた者については、前項の報告書の提出の期限について、規則で定めるところにより、同項に規定する期限と異なる期限を定めることができる。

(免税軽油使用者証の交付手数料の徴収)

第131条の9 免税軽油使用者は、第131条の6の規定により免税軽油使用者証の交付、書換え又は再交付を受けようとするときは、それぞれ1枚ごとに400円の手数料を納付しなければならない。ただし、国及び地方公共団体が免税軽油使用者である場合は、この限りでない。

(施行令第43条の15第13項の届出書の提出)

第131条の10 免税軽油使用者は、法第144条の21第1項ただし書及び施行令第43条の15第13項の規定により他の都道府県知事に免税証の交付を申請する場合においては、同項の届出書を知事に提出しなければならない。

(軽油引取税の徴収猶予の申請)

第131条の11 法第144条の29第1項の規定により徴収猶予の申請をする軽油引取税の特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 事務所又は事業所の所在地及び名称並びに事務所又は事業所の代表者の氏名
- (3) 年度及び月別
- (4) 代金及び軽油引取税の全部又は一部を第131条の4第1項の納期限までに受け取ることができなかつた理由及びその受け取ることができなかつた金額
- (5) 徴収猶予を受けようとする税額
- (6) 徴収猶予を受けようとする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(軽油を返還した場合における措置)

第131条の12 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部又は一部が当該特別徴収義務者に返還された場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該特別徴収義務者は、当該軽油が返還された日から1月以内に次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の住所及び氏名(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 事務所又は事業所の所在地及び名称
- (3) 軽油を返還した者の住所及び氏名(法人にあつては、その所在地及び名称)
- (4) 当該販売契約による軽油の引取りが行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量
- (5) 販売契約の解除の理由及び解除があつた年月日
- (6) 返還に係る軽油の数量及び返還があつた年月日
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の31第1項の規定により、納入に係る軽油引取

税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、次に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 事務所又は事業所の所在地及び名称
- (3) 年度及び月別並びに納入年月日及び納入額
- (4) 軽油を返還した者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地及び名称）
- (5) 返還に係る軽油の数量及び返還があつた年月日
- (6) 還付を受けようとする税額
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 前2項の場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があつたこと及びその数量を証するに足りる書類を添付しなければならない。

（免税軽油以外の軽油の引取りを行つた後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置）

第131条の13 軽油引取税の免税取扱特別徴収義務者（法第144条の21第1項の規定により免税証を提出すべき登録特別徴収義務者をいう。以下この節において同じ。）は、法第144条の31第4項又は第5項の規定により、軽油引取税の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 免税取扱特別徴収義務者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 事務所又は事業所の所在地及び名称
- (3) 年度及び月別並びに納入年月日及び納入額
- (4) 免税証に記載された数量を超える軽油を引き渡した免税軽油使用者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地及び名称）
- (5) 免税証に記載された数量を超える軽油を引き渡した年月日及びその超える引渡数量
- (6) 納入の免除を受けようとする税額又は還付を受けようとする税額
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、知事の承認書を添付しなければならない。

（法第144条の31第4項又は第5項の知事の承認）

第131条の14 免税軽油使用者は、法第144条の31第4項又は第5項の規定により、知事の承認を受けようとする場合においては、次に掲げる事項を記載した承認申請書にその記載した事項の事実を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 免税軽油使用者が第131条の7の規定により免税証の交付を申請した場合における当該申請に係る軽油の数量
- (2) 前号に掲げる軽油の数量のうち、知事が交付した免税証に係る軽油の数量
- (3) 免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要が生じた理由
- (4) 前号に掲げる軽油を免税用途に供した年月日及びその数量
- (5) 第3号に掲げる軽油の引渡しを行つた軽油の販売業者の事務所又は事業所の所在地及び名称
- (6) 第3号に掲げる軽油について免税証の交付を申請することができなかつた理由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の承認をした場合においては、承認書を同項の免税軽油使用者に交付する。

（製造等の承認を受ける義務等）

第131条の15 元売業者（第1号及び第2号に掲げる場合にあつては、法第144条の7第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。）、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等（軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものを

いう。)及び自動車の保有者は、次に掲げる場合においては、製造、譲渡又は消費(以下この条において「製造等」という。)を行う時期、数量その他の規則で定める事項を定めて、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、軽油を製造するとき。
 - (3) 燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡するとき。
 - (4) 燃料炭化水素油(この項の承認を受けて譲渡された前号の燃料炭化水素油を除く。)を自動車の内燃機関の燃料として消費するとき。
- 2 前項の承認を受けた者は、帳簿を備え、製造等を行つた時期、数量その他当該承認を受けた事項に関する事実をこれに記載しなければならない。
 - 3 第1項の承認は、製造等承認証を交付して行う。
 - 4 第1項の承認を受けた者は、当該承認に係る製造等を行うとき又は当該製造等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の製造等承認証を所持していなければならない。
 - 5 第1項第3号に係る承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として自動車の保有者に譲渡するときは、自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しを作成して、当該自動車用炭化水素油譲渡証を当該自動車の保有者に交付するとともに、その写しを保管しなければならない。
 - 6 自動車の保有者は、第1項第3号に係る承認を受けて譲渡された燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、前項の自動車用炭化水素油譲渡証を携帯していなければならない。
 - 7 製造等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。
 - 8 前各項に定めるもののほか、第1項の承認、帳簿の記載、製造等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証に関し必要な事項は、規則で定める。

(事業の開廃等の届出)

第131条の16 県内に主たる事務所又は事業所を有する元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等(軽油の製造又は輸入をすることを業とする者で元売業者以外のものをいう。以下この節において同じ。)は、事業を開始しようとするときは、その旨を、当該事務所又は事業所ごとに、知事に(元売業者にあつては、知事を経由して総務大臣に)届け出なければならない。その事業を廃止し、又は休止しようとするときも、同様とする。

- 2 元売業者又は軽油製造業者等が、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等と、継続的に軽油の供給を行う販売契約を締結したときは、その当事者で県内に主たる事務所又は事業所を有するものは、その旨を、知事に(元売業者にあつては、知事を経由して総務大臣に)届け出なければならない。当該販売契約が終了したときも、同様とする。
- 3 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、前2項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を当該各項の規定に準じて総務大臣又は知事に届け出なければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、これらの規定の届出に関し必要な事項は、規則で定める。

(軽油の引取りの報告)

第131条の17 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等は、規則で定める場合にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に行つた軽油の引取り、引渡し、納入、製造及び輸入に関する事実並びにその数量、前月の末日における軽油の在庫数量その他の規則で定める事項を、知事に報告しなければならない。

- 2 前項に規定する者以外の者は、軽油の製造をした場合には、当該製造をした日から30日以内に軽油の製造に関する事実及びその数量その他の規則で定める事項を、知事に報告しなければならない。
- 3 前2項に規定する者は、これらの規定により報告した事項に異動を生じた場合には、遅滞な

く、その旨を知事に報告しなければならない。

（軽油引取税の申告納付の手續）

第131条の18 次の表の左欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる期限までに、同表の右欄に掲げる軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第144条の18第2項の申告書を知事に提出し、及びその申告書に記載した税額を納付書によつて納付しなければならない。

(1) 第124条第3項に該当する特約業者又は元売業者	毎月末日	前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税
(2) 第124条第4項に該当する石油製品販売業者	毎月末日	前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税
(3) 第124条第5項に該当する自動車の保有者	毎月末日	前月の初日から末日までの間における当該消費に係る軽油引取税
(4) 第124条第6項に該当する者	軽油引取税の特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日	特別徴収の義務が消滅した時における所有に係る軽油に係る軽油引取税
(5) 第125条第1項第1号、第2号又は第5号に掲げる者	毎月末日	前月の初日から末日までの間における当該消費又は譲渡に係る軽油引取税
(6) 第125条第1項第3号又は第4号に掲げる者	当該消費又は譲渡をした日から30日以内	当該消費又は譲渡に係る軽油引取税
(7) 第125条第1項第6号に掲げる者	当該軽油の輸入の時	当該輸入に係る軽油引取税

（法第144条の22第4項又は第144条の25第5項の規定による軽油引取税の徴収の方法）

第131条の19 第131条の2第2項の規定によつて軽油引取税を徴収する場合には、次に掲げる者に対して、軽油引取税の納税通知書を交付する。

(1) 法第144条の22第1項の者又は同条第2項の法人若しくは人

(2) 法第144条の25第2項の者又は同条第3項の法人若しくは人

2 前項の場合における軽油引取税の納期は、納税通知書の定めるところによる。

第139条第3項中「県税証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）」を「収納計器」に改める。

第142条第1項中「の一に」を「のいずれかに」に、「対しては」を「ついては」に改め、「第2号に規定する」を削り、「及び当該」を「及び」に改め、同項第2号中「身体に障がい有し歩行が困難な者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害又は恩給法（大正12年法律第48号）にいう重度障害若しくは障害を有し歩行が困難な者をいう。）のうち規則で定める者（以下「身体障がい者」という。）及び精神に障がい有し歩行が困難な者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神疾患を有し歩行が困難な者をいう。）のうち規則で定める者（以下「身体障がい者等」という。）」を「身体障がい者等」に改める。

第3章第1節及び第2節を次のように改める。

第1節及び第2節 削除

第169条から第190条まで 削除

附則第5条の4第1項第3号中「、第41条の3の2」を削る。

附則第9条第3項第3号中「第34条の3第1項後段及び第2項」を「第34条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項後段及び同条第2項」に改め、同条第4項中「平成20年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

附則第10条第3項第4号中「第34条の3第1項後段及び第2項」を「第34条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項後段及び同条第2項」に改める。

附則第10条の2第1項及び第2項中「平成21年度」を「平成26年度」に改める。

附則第12条第4項第4号中「第34条の3第1項後段及び第2項」を「第34条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項後段及び同条第2項」に改める。

附則第12条の2第4項第4号中「第34条の3第1項後段及び第2項」を「第34条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項後段及び同条第2項」に改める。

附則第12条の8第2項第4号中「第34条の3第1項後段及び第2項」を「第34条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条の8第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項後段及び同条第2項」に改める。

附則第14条第1項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第14条の3第1項及び第3項中「平成21年3月31日」を「平成23年3月31日」に改め、同条第5項中「平成19年8月6日から平成21年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成23年3月31日まで」に、「を受けた同表」を「若しくは資産の譲渡(当該計画に従って行われる事業の譲渡と一体のものとして行われる資産の譲渡又は当該計画に従って行われる他の資産の譲渡と併せて一の事業の譲渡とみなすことができる資産の譲渡として施行規則附則第3条の2の27に規定するものに限る。以下この項において同じ。)を受けた同表」に、「を受けた者」を「若しくは資産の譲渡を受けた者」に改める。

附則第14条の4第1項、第3項及び第4項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第15条の2の次に次の3条を加える。

(自動車取得税の税率の特例等)

第15条の2の2 自家用の自動車(第111条第1項の自動車をいう。以下この条において同じ。)で軽自動車(道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第114条の規定にかかわらず、100分の5とする。

2 第8項第1号若しくは第2号に掲げる軽油自動車又は第10項に規定する第1種省エネルギー自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条において同じ。)を受けるものの取得(法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第114条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に4分の1を乗じて得た率とする。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(法附則第12条の2の2第2項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第114条及び第1項の規定にか

かわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。

(1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が3.5トンを超える軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第8項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第2項に規定するもの

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第4条の4第3項に規定するもの（以下この号において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ハ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が施行規則附則第4条の4第4項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

(2) 第11項に規定する第2種省エネルギー自動車

4 電気自動車（電気を動力源とする自動車で施行規則附則第4条の4第5項に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第114条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

5 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第4条の4第6項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第114条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第7項に規定するもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同条第8項に規定するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第9項に規定するもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第10項に規定するもの

6 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第4条の4第11項に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第114条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.4を控除した率とする。

7 次に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則附則第

4条の4第12項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第4条の4第13項に規定するものをいう。以下この項において同じ。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得(前2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第114条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1.6(当該電力併用自動車がバス又はトラックである場合にあつては、100分の2.7)を控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第14項に規定するもの

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第15項に規定するもの(以下この号において「平成17年電力併用軽量車基準」という。)に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成17年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が3.5トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第16項に規定するもの

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第17項に規定するもの(以下この号において「平成17年電力併用重量車基準」という。)に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

8 次に掲げる軽油自動車ですべて初めて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得(前3項、第10項又は第11項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、第114条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、第1号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2(当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の1)を、第2号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2を、第3号に掲げる軽油自動車にあつては100分の1(当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の0.5)をそれぞれ控除した率とする。

(1) 車両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第18項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同条第19項に規定するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第20項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同条第21項に規定するもの

(3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車ですべて施行規則附則第4条の4第22項に規定するものうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第23項に規定するものに適合するもの

- 9 自動車の取得が平成30年3月31日までに行われた場合における第115条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。
 - 10 第1種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第4条の4第24項に規定するもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同条第25項に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種省エネルギー自動車の取得（第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。
 - 11 第2種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第4条の4第26項に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種省エネルギー自動車の取得（第4項から第7項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。
 - 12 前2項の規定は、第117条第1項又は法第123条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前2項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の4第27項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。
（軽油引取税の課税免除の特例）
- 第15条の2の3 平成24年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第124条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次項において準用する第131条の7第4項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において読み替えて準用する第131条の14第1項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。
- (1) 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り
 - (2) 海上保安庁その他施行令附則第10条の2の2第1項の表の上欄に掲げる者が航路標識法（昭和24年法律第99号）第2条の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途でそれぞれ同表の下欄に掲げるものに供する軽油の引取り
 - (3) 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他施行令附則第10条の2の2第2項に規定する者が鉄道用車両又は軌道用車両（日本貨物鉄道株式会社にあつては、同条第3項に規定する機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り
 - (4) 農業又は林業を営む者その他施行令附則第10条の2の2第4項に規定する者が動力耕うん機その他の同条第5項に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り
 - (5) 陶磁器製造業、木材加工業その他の施行令附則第10条の2の2第6項の表の上欄に掲げる事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他のそれぞれ同表の下欄に掲げる用途に供する軽油の引取り
- 2 第131条の6から第131条の10まで、第131条の13及び第131条の14の規定は、前項の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第131条の6第1項	第128条に規定する	附則第15条の2の3第1項各号に掲げる
------------	------------	---------------------

	同条の	同項の
	同条に規定する	同項各号に掲げる
	法第144条の21第2項	法附則第12条の2の4第2項において準用する法第144条の21第2項
	法第144条の21第1項ただし書	法附則第12条の2の4第2項において準用する法第144条の21第1項ただし書
	施行令第43条の15第13項ただし書	施行令附則第10条の2の2第7項において準用する施行令第43条の15第13項ただし書
	施行令第43条の15第13項の	施行令附則第10条の2の2第7項において準用する施行令第43条の15第13項の
第131条の7第1項	法第144条の21第1項	法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する第144条の21第1項
第131条の7第3項	施行令第43条の15第9項	施行令附則第10条の2の2第7項において準用する施行令第43条の15第9項
第131条の8第1項	第131条の6第2項	附則第15条の2の3第2項において準用する第131条の6第2項
第131条の9	第131条の6	附則第15条の2の3第2項において読み替えて準用する第131条の6
第131条の10の見出し	施行令第43条の15第13項	施行令附則第10条の2の2第7項において準用する施行令第43条の15第13項
第131条の10	法第144条の21第1項ただし書	法附則第12条の2の4第2項において準用する法第144条の21第1項ただし書
	施行令第43条の15第13項	施行令附則第10条の2の2第7項において準用する施行令第43条の15第13項
第131条の13第1項	法第144条の21第1項	法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する法附則第144条の21第1項
	法第144条の31第4項又は第5項	法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項又は第5項

第131条の14の見出し	法第144条の31第4項又は第5項	法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項又は第5項
第131条の14第1項	法第144条の31第4項又は第5項	法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項又は第5項
第131条の14第1項第1号	第131条の7	附則第15条の2の3第2項において読み替えて準用する第131条の7

- 3 前2項の場合における第125条、第127条、第131条の2、第131条の4、第131条の11、第131条の18及び次条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第125条第1項第3号及び第4号	第128条	第128条又は附則第15条の2の3第1項
第125条第1項第4号	同条	これらの規定
第127条	第131条の4第3項	第131条の4第3項（附則第15条の2の3第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第131条の2第1項	第125条	第125条（附則第15条の2の3第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第131条の4第1項及び第3項	又は第128条	若しくは第128条又は附則第15条の2の3第1項
第131条の4第1項	法第144条の14第2項	法第144条の14第2項（法附則第12条の2の4第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第131条の11	法第144条の29第1項	法第144条の29第1項（法附則第12条の2の4第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第131条の11第4号	第131条の4第1項	第131条の4第1項（附則第15条の2の3第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第131条の18の表第6号	第125条第1項第3号又は第4号	第125条第1項第3号又は第4号（附則第15条の2の3第3項の規定により読み

		替えて適用される場合を含む。)
次条	第125条第1項各号	第125条第1項各号（附則第15条の2の3第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

（軽油引取税の税率の特例）

第15条の2の4 平成30年3月31日までに第124条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第125条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第124条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、第131条の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、32,100円とする。

附則第15条の3第2項中「（昭和54年法律第49号）」を削り、「同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行令附則第10条の2」を「施行規則附則第5条の2第3項」に改める。

附則第17条及び第18条を次のように改める。

第17条及び第18条 削除

（山形県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 山形県県税条例の一部を改正する条例（平成20年7月県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第2号中「附則第21項から第23項まで」を「附則第20項から第22項まで」に改め、同項第4号中「第15項」を「第14項」に改め、同項第5号中「附則第16項から第20項まで」を「附則第15項から第19項まで」に改める。

附則第3項及び第4項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改める。

附則第9項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.2」に改め、同項各号を削る。

附則第12項中「（次項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）」を削る。

附則中第13項を削り、第14項を第13項とし、第15項を第14項とし、第16項を第15項とする。

附則第17項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「平成20年改正令」を「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第12条の2第4項の規定により読み替えて適用される新条例第33条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.2」に改め、同項各号を削り、同項を附則第16項とする。

附則第18項中「附則第17項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第19項中「附則第17項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第20項中「附則第17項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第19項とし、附則第21項から第23項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」とい

- う。) 以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に第1条の規定による改正前の山形県県税条例（以下「旧条例」という。）附則第14条の3第5項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の左欄に掲げる計画に従って事業の譲渡を受けた同表の右欄に掲げる者又は当該計画（同表第3号の左欄に掲げる計画を除く。）に従って同表の右欄に掲げる者から事業の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。
（自動車取得税に関する経過措置）
- 4 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
（軽油引取税に関する経過措置）
- 5 新条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に新条例第124条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは新条例第125条第1項各号（第3号又は第4号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新条例第124条第6項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。
- 6 施行日前に旧条例第170条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは旧条例第171条第1項各号（第3号又は第4号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧条例第170条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際現にされている旧条例第173条の2第1項の規定による仮特約業者の指定の申請は、新条例第129条第1項の規定による仮特約業者の指定の申請とみなす。
- 8 この条例の施行の際現に旧条例第173条の2第1項の規定により仮特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該仮特約業者の指定は、新条例第129条第1項の規定による仮特約業者の指定とみなす。
- 9 この条例の施行の際現にされている旧条例第173条の3第1項の規定による特約業者の指定の申請は、新条例第130条第1項の規定による特約業者の指定の申請とみなす。
- 10 この条例の施行の際現に旧条例第173条の3第1項の規定により特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該特約業者の指定は、新条例第130条第1項の規定による特約業者の指定とみなす。
- 11 この条例の施行の際現にされている旧条例第178条第1項の規定による特別徴収義務者の登録の申請は、新条例第131条の5第1項の規定による特別徴収義務者の登録の申請とみなす。
- 12 この条例の施行の際現に旧条例第178条第3項の規定により登録特別徴収義務者の登録を受けている者に係る同項の規定による当該登録特別徴収義務者の登録は、新条例第131条の5第3項の規定による登録特別徴収義務者の登録とみなす。
- 13 この条例の施行の際現にされている旧条例第178条第4項の規定による登録特別徴収義務者の登録の変更の申請は、新条例第131条の5第4項の規定による登録特別徴収義務者の登録の変更の申請とみなす。
- 14 この条例の施行の際現にされている旧条例第178条第5項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請は、新条例第131条の5第5項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請とみなす。
- 15 この条例の施行の際現に旧条例第178条第8項の規定により交付を受けている証票は、新条例第131条の5第8項の規定により交付を受けた証票とみなす。
- 16 この条例の施行の際現にされている旧条例第178条第9項の規定による証票の再交付の申請

- は、新条例第131条の5第9項の規定による証票の再交付の申請とみなす。
- 17 この条例の施行の際現にされている旧条例第179条第1項の規定による免税軽油使用者証の交付の申請は、新条例第128条に規定する用途に係る免税軽油使用者証の交付の申請にあっては新条例第131条の6第1項の規定による免税軽油使用者証の交付の申請と、新条例附則第15条の2の3第1項各号に掲げる用途に係る免税軽油使用者証の交付の申請にあっては同条第2項において読み替えて準用する新条例第131条の6第1項の規定による免税軽油使用者証の交付の申請とみなす。
- 18 この条例の施行の際現に旧条例第179条第1項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新条例第128条に規定する用途に係る免税軽油使用者証にあっては新条例第131条の6第1項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証と、新条例附則第15条の2の3第1項各号に掲げる用途に係る免税軽油使用者証にあっては同条第2項において読み替えて準用する新条例第131条の6第1項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。
- 19 この条例の施行の際現にされている旧条例第179条第4項の規定による免税軽油使用者証の書換えの申請は、新条例第128条に規定する用途に係る免税軽油使用者証の書換えの申請にあっては新条例第131条の6第4項の規定による免税軽油使用者証の書換えの申請と、新条例附則第15条の2の3第1項各号に掲げる用途に係る免税軽油使用者証の書換えの申請にあっては同条第2項において準用する新条例第131条の6第4項の規定による免税軽油使用者証の書換えの申請とみなす。
- 20 この条例の施行の際現にされている旧条例第179条第5項の規定による免税軽油使用者証の再交付の申請は、新条例第128条に規定する用途に係る免税軽油使用者証の再交付の申請にあっては新条例第131条の6第5項の規定による免税軽油使用者証の再交付の申請と、新条例附則第15条の2の3第1項各号に掲げる用途に係る免税軽油使用者証の再交付の申請にあっては同条第2項において準用する新条例第131条の6第5項の規定による免税軽油使用者証の再交付の申請とみなす。
- 21 この条例の施行の際現にされている旧条例第180条第1項の規定による免税証の交付の申請は、新条例第128条に規定する用途に係る免税証の交付の申請にあっては新条例第131条の7第1項の規定による免税証の交付の申請と、新条例附則第15条の2の3第1項各号に掲げる用途に係る免税証の交付の申請にあっては同条第2項において読み替えて準用する新条例第131条の7第1項の規定による免税証の交付の申請とみなす。
- 22 この条例の施行の際現に旧条例第180条第4項の規定により交付を受けている免税証は、新条例第128条に規定する用途に係る免税証にあっては新条例第131条の7第4項の規定により交付を受けた免税証と、新条例附則第15条の2の3第1項各号に掲げる用途に係る免税証にあっては同条第2項において準用する新条例第131条の7第4項の規定により交付を受けた免税証とみなす。
- 23 施行日前に新条例第131条の6第1項に規定する免税軽油使用者が旧条例第181条の規定によりした届出は、新条例第128条に規定する用途に係る届出にあっては新条例第131条の10の規定によりした届出と、新条例附則第15条の2の3第1項各号に掲げる用途に係る届出にあっては同条第2項において読み替えて準用する新条例第131条の10の規定によりした届出とみなす。
- 24 この条例の施行の際現に旧条例第186条第1項の規定により知事の承認を受けている者に係る同項の規定による当該知事の承認は、新条例第131条の15第1項の規定による知事の承認とみなす。
- 25 この条例の施行の際現に旧条例第186条第3項の規定により交付を受けている製造等承認証は、新条例第131条の15第3項の規定により交付を受けた製造等承認証とみなす。
- 26 施行日前に新条例第131条の16第1項に規定する元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等が旧条例第186条の2第1項から第3項までの規定によりした届出は、新条例第131条の16第1項から第3項までの規定によりした届出とみなす。
- (山形県行政機関の設置等に関する条例の一部改正)

27 山形県行政機関の設置等に関する条例（昭和44年3月県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改める。
（山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部改正）

28 山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例（平成17年7月県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「第169条の7第1項」を「第117条第1項」に改める。

平成21年 3月31日印刷
平成21年 3月31日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056